函館市ノロウイルス食中毒注意報等発令要領

1 目的

例年, 秋から冬にかけて感染性胃腸炎が流行しており, その中でも集団発生例の多くの原因は, ノロウイルスによるものとなっている。また, 食中毒事件におけるノロウイルスの占める割合が増加する傾向にあり, その多くは調理従事者を介したものとなっている。

そこで、感染症発生動向調査を活用し、感染性胃腸炎の発生動向を指標に、 ノロウイルスによる食中毒の多発が予想される場合にノロウイルス食中毒注 意報(以下「注意報」という。)を発令し、市民および食品関係営業者等に対 して、食品衛生に関する注意を喚起し、ノロウイルスによる食中毒の発生を 未然に防止しようとするものである。

2 注意報発令者

注意報の発令者は、市立函館保健所長(以下「保健所長」という。)とする。

3 注意報発令区域

注意報を発令する区域は、函館市全域とする。

4 注意報発令基準

次の項目のいずれかに該当する場合に, 注意報を発令する。

- (1) 感染症発生動向調査において、感染性胃腸炎の1週間の定点あたり報告 数が10以上となった場合
- (2) その他保健所長が特に必要と認める場合

5 注意報発令

(1)注意報発令の決定および周知

保健所長は、4の注意報発令基準に該当し、注意報の発令を決定した場合には、市のホームページで公表するほか、新聞、テレビなどの報道機関を通じて公表し、市民および食品関係営業者等に対し周知を図る。

(2)注意報の有効期間

注意報発令の有効期間は、発令の日から10週間継続し、その後は自動的に解除されるものとする。ただし、解除日が閉庁日に該当する場合には、翌開庁日まで継続するものとする。

なお,当該期間中であっても,保健所長が継続する必要がないと認める 場合には、注意報を解除することができる。

6 警報発令

注意報発令期間中にノロウイルスによる食中毒が多発した場合など、保健 所長の判断により、一層の警戒が必要であると認めた場合にはノロウイルス 食中毒警報を発令することができる。

なお,警報発令の有効期間などについては,その都度決定するものとする。

附則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。